

主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

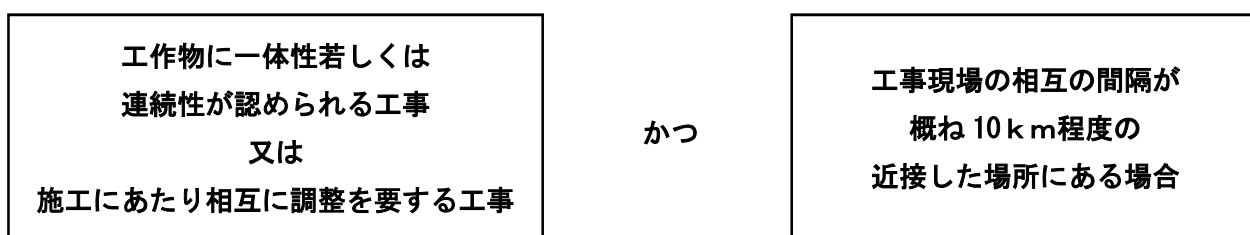
令和8年4月1日

1. 主任（監理）技術者について

（1）主任（監理）技術者の専任性の緩和について

①主任技術者の専任性の緩和条件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則2件程度まで主任技術者の兼務を認めます。※監理技術者は対象外



ただし、次の工事は兼務を認めません

- ・新工法を採用した工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・トンネル・橋梁など重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
（下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円以上）等

②情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務

以下のすべてを満たす場合は、2件まで主任（監理）技術者の兼務を認めます。

- ア 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- イ 兼務する工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ウ 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- エ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置すること。
- オ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。
- カ 人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- キ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

③監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務

以下のすべてを満たす場合は、2件まで監理技術者の兼務を認めます。

- ア 予定価格が3億円未満(営繕工事(建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。)にあつては2億円未満)であること。
 - イ 兼務する工事がいずれも白山市が発注するものであること。
 - ウ 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
 - エ 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - オ 工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
 - カ 兼務する工事毎に監理技術者補佐(※)を専任で配置すること。
- ※監理技術者補佐については、以下のすべてを満たす者であること。
- ア 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - イ 主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。)又は監理技術者の資格を有する者であること。
 - ウ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
 - エ 監理技術者補佐が担う業務について発注者に説明できること。

④連続する工作物等の工事における主任(監理)技術者の兼務

工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、主任(監理)技術者の兼務を認めます。※監理技術者補佐も対象

この場合、兼務する工事に係る下請金額の合計が5,000万円(建築一式は8,000万円)以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

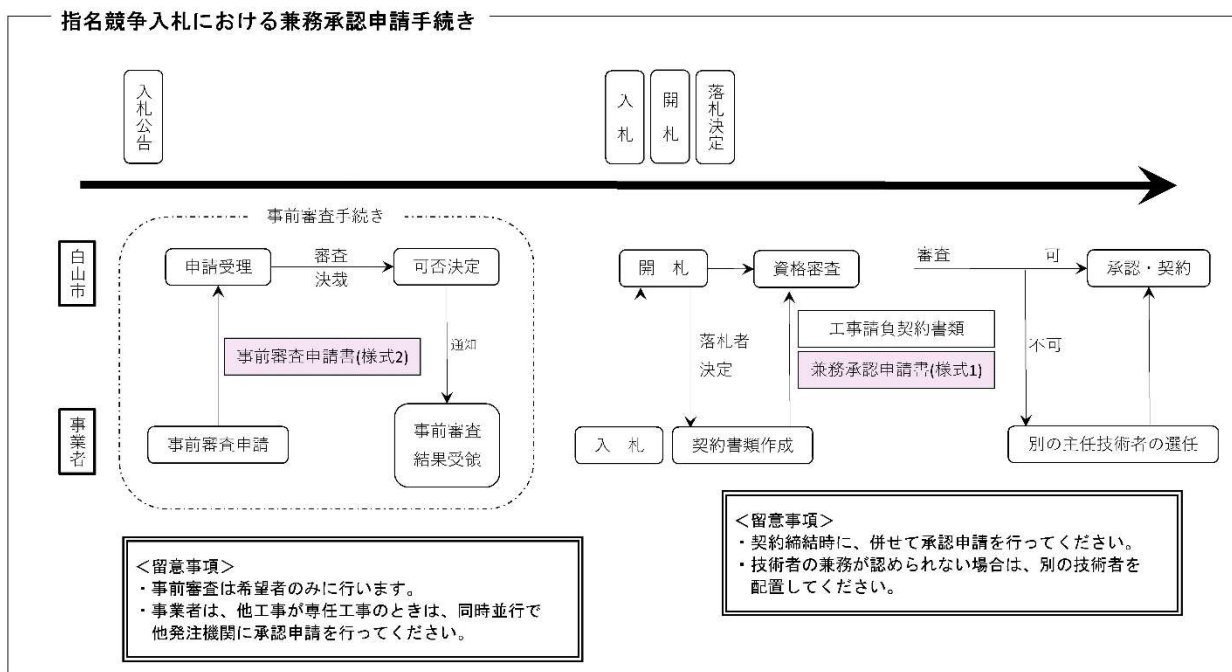
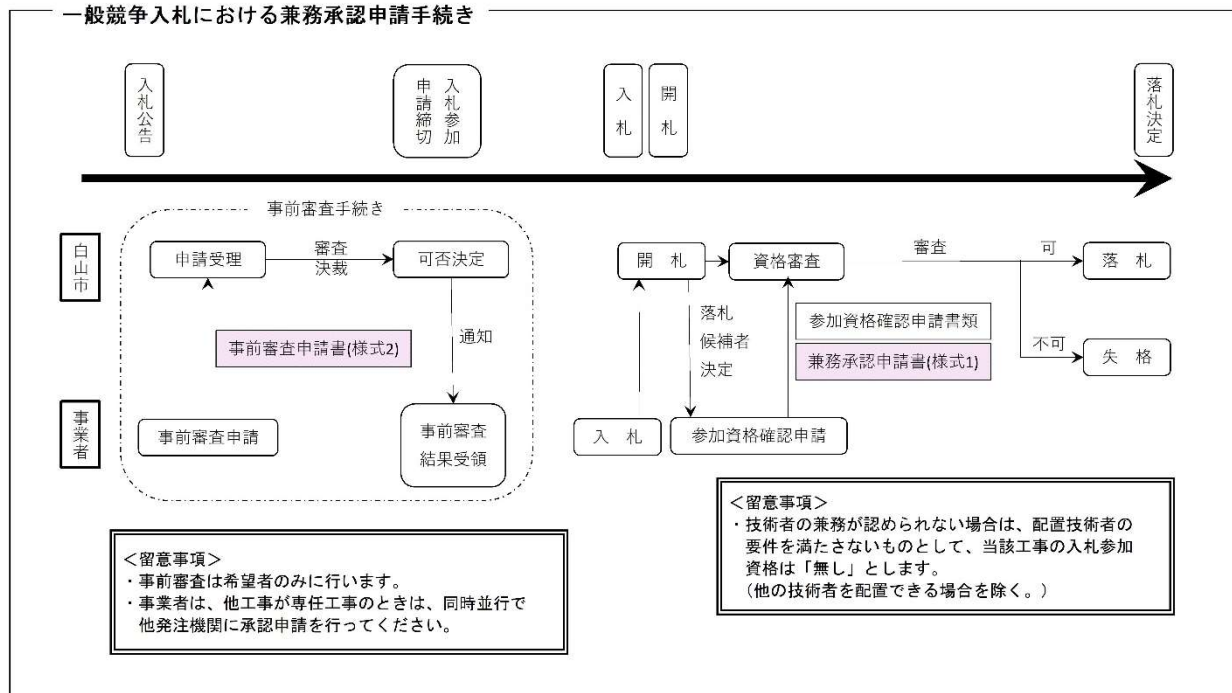
(2)主任技術者の兼務に関する条件の明示について

主任技術者の兼務については、入札公告又は指名競争入札執行(見積徴収)通知書に明示します。

(3)主任技術者の兼務に関する手続きについて

①請負代金額が4,500万円(建築一式工事については9,000万円)以上となる工事に配置する主任技術者に、他の工事に従事している主任技術者を配置しようとするときは、兼務承認申請書(兼務-様式1)により、その承認を受けなければなりません。なお、現在、施工中の工事が他発注機関工事で、**専任の主任技術者**として従事している場合は、本市発注工事が技術者の専任の必要な工事か否かにかかわらず、事前に他発注機関の承認を受ける必要があります。

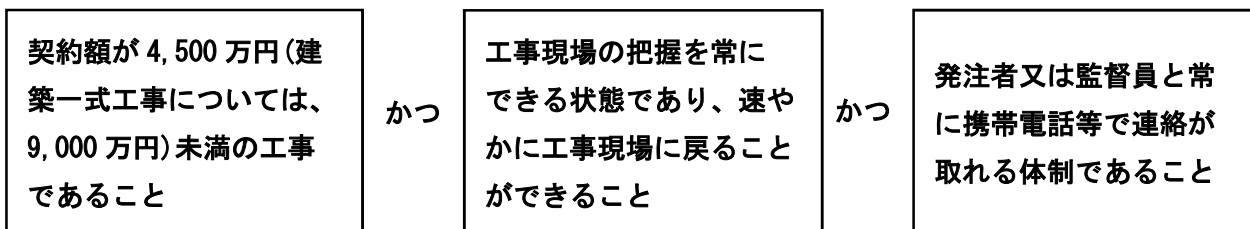
②入札前の事前審査を希望する場合は、**事前審査申請書（兼務-様式2）**により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。なお、事前審査を受けた場合も、落札候補者となったら入札参加資格確認申請書に併せて、**兼務承認申請書（兼務-様式1）**をあらためて提出してください。



2. 現場代理人について

(1) 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。



(2) 現場代理人の兼務について

(1)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

兼務する工事の件数	・ 概ね2、3件程度であること
兼務する工事の距離	・ 兼務する工事の現場間の移動時間が概ね30分以内又は白山市内で施工中の工事であること
兼務する工事の契約額	・ 契約額が4,500万円(建築一式工事については、9,000万円)以上の他の工事の主任(監理)技術者でないこと ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね9,000万円未満であること

(3) 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事(発注機関を問わない。)に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務承認申請書(兼務-様式3)により、その確認を受ける必要があります。

3. 主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合について

(1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任(監理)技術者は相互にこれを兼務することができます。(白山市建設工事標準請負契約約款第10条第5項)

(2) 主任(監理)技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で、現場代理人と主任(監理)技術者を兼務している技術者について、他の工事の主任(監理)技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、2.(1)、(2)にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。